

一般社団法人ビハーラ 21 福祉事業協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人ビハーラ 21 福祉事業協会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」にて表明されている「尊厳に対する権利」「宗教的支援に対する権利」を積極的に擁護しようとする医療機関及び福祉施設（以下「医療機関等」という）に対し、ビハーラ僧・チャプレン等の専門職（以下「臨床の宗教者」という）を派遣することを通じ、思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医療機関等における「患者の権利」の実態調査及び研究に関する事業
 - (2) 臨床の宗教者の資質向上のための講習会・研修会の開催及び実習施設の運営管理に関する事業
 - (3) 臨床の宗教者の派遣及び医療機関等向けのコンサルティングに関する事業
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の事業に賛同し、事業に参画するために入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 本会の事業に賛同し、事業を支援するために入会した個人及び団体。
- (3) 寄付会員 本会に対し寄付を行なった個人及び団体。
- (4) 名誉会員 本会の発展及び目的遂行に寄与し、理事会で承認を経た個人。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会手続きは、総会で定める会員規程による。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の事業活動及び事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、総会において定める入会金及び会費規程に従って、入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、本会の事業活動及び事業運営に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎月、総会において定める入会金及び会費規程に従って、入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失するものとする。

- (1) 正会員が正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (2) 総正会員の同意があったとき
- (3) 死亡したとき、又は解散したとき

(拠出金品の不返還)

第11条 会員がすでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年11月に1回開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開催日の10日前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半分以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使及び議決権の代理行使)

第 19 条 総会に出席することができない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員 等

(役員の設置)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事、5 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。
3 専務理事は、本会業務を統括し常務理事を掌理する。
4 常務理事は、理事会の旨を受けてその担当業務を分担掌理し、専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会で決めた順位によりその職務を代行する。
5 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
6 会長及び業務を執行する理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
3 補欠により選任された理事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
5 理事及び監事は、第 21 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、費用を弁償することができる。

(役員の親族等割合の制限)

第 28 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

2 本協会の監事には、本協会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

第 7 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の 1 週間前までに各理事及び各監事に通知を発しなければならない。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長にあたる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ

ったものとみなす。

3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 23 条第 6 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事録については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 運営と組織

(顧問等)

第 35 条 本会に任意の機関として顧問及びオブザーバー（以下「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は無報酬とする。ただし、その職務を行うための費用は支払うことができる。

3 顧問等は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(顧問等の選任対象者)

第 36 条 顧問は有識者、オブザーバーは賛助会員のうちから理事会において選任するものとする。

2 顧問等は、理事会において解任するものとする。

(顧問等の職務)

第 37 条 顧問及びオブザーバーは、本会の運営面について、会長の諮問に応え会長に対し意見を述べることができる。

(事務局)

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 9 月 1 日に始まり、同年の 8 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、通常総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び正味財産計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 基金

(基金)

第 42 条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 投出された基金は、基金の投出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 44 条 当会は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、法人法上の他の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の

譲渡をすることができる。

(解散)

第 45 条 当会は、法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 附 則

(最初の事業年度)

第 48 条 本会の設立初年度の事業年度は、本会の成立の日から平成 27 年 8 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 49 条 本会の設立時代表理事、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時代表理事 沼口諭

設立時理事 西岡易子、三浦紀夫

設立時監事 杉野恵

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 50 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 岐阜県大垣市笠木町 648 番地 1

設立時社員 沼口諭

住 所 大阪府大阪市東住吉区鷹合 1 丁目 20 番 7 号

設立時社員 西岡易子

住 所 大阪府大阪市天王寺区国分町 16 番 14 号 2F

設立時社員 杉野恵

住 所 大阪府八尾市植松町 4 丁目 3 番 3-501 号

設立時社員 三浦紀夫

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

平成 26 年 9 月 29 日認証

平成 27 年 8 月 1 日改正

平成 27 年 11 月 1 日改正